

第13回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成23年3月1日

【山本河川局次長】 それでは、ただいまより、第13回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきます。先生方には大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。まず最初に、議事次第、委員名簿、配席図、配布資料一覧が1枚紙としてまずございます。それから、大きなクリップでとめてございますけれども、資料1から資料4までということで、本日の4つのダム事業検証に関する結果報告書がございます。

それから、資料4までの後に、A3の大きな資料で、参考資料といたしまして、参考資料1-1から1-3までが五ヶ山ダム、2-1から2-3までが伊良原ダム、それから、参考資料の3としまして、1枚紙ですけれども、大和沢ダムの概要、参考資料4といたしまして、七滝ダムの概要、それから最後に、参考資料5としまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が配られてございます。配付漏れがございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それからまた、本会議の議事につきましては、後ほど座長からお話がありますとおり、報道関係者の皆様に公開で開催させていただく予定ですが、冒頭のカメラ撮りにつきましては、大臣あいさつまでとなっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、会議でのご発言の際には、席上のマイクのボタンを押してマイクを使用していたき、終了後は再びボタンを押していただければ幸いです。

それでは、まず初めに、大畠国土交通大臣よりごあいさつを申し上げます。

【大畠大臣】 ただいまご紹介をいただきました、大畠章宏でございます。中川座長さんをはじめとして、有識者会議の皆さんにはこの間大変お力添えをいただきまして、まことにありがとうございます。私も国土交通大臣を拝命いたしまして、日本国におけるダム事業はどのような形で進めなければならないのかと、これは私としても大変大きな課題でありまして、この間の先生方のご努力に対して心から敬意を表する次第であります。

1月17日に国土交通大臣を拝命いたしましたが、今後のダム事業についての、いわゆる今後の治水対策のあり方についてという「中間とりまとめ」をつくっていただきまして、

まことにありがとうございました。私も大学以来久しぶりでありますが、すべてサブノートをとらせていただきまして、1行1行をじっくりと読ませていただいて、中身についても克明に読ませていただきました。実に理路整然としたすばらしい内容でありまして、この「中間とりまとめ」に沿って日本国のダム事業をもう一度検証するということは、日本国民にとっても大変よいことであろうと、私もそう感じた次第であります。

そういうことから、検討主体でありますそれぞれのところで、この83のダム事業の検証を進めてまいったところではありますが、そのうち4つのダムについて、検討主体から報告を受け取りました。本日この4つのダムについて、「中間とりまとめ」で示す個別のダムの検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討をなされたかどうかについて、先生方のご意見を賜りたいということから、お忙しいところ大変恐縮ではありますが、中川座長さんをはじめとする諸先生に貴重な時間をいただき、お集まりをいただいたところでありませう。

大変膨大な資料となっておりますが、事前に先生方に配付させていただき、目を通していただいたということでございますが、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本河川局次長】 ありがとうございます。

恐れ入りますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラの方々のご退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

【事務局】 それでは、以後の議事進行につきましては、〇〇先生（委員）にお願いしたいと思います。〇〇先生（委員）、よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、議事を進めさせていただきます。まず、委員の皆様方にお諮りいたします。本有識者会議の規約では、会議は原則として非公開で開催するとされておりますが、私からあらかじめ各委員にお知らせはしておりますが、本日、報道関係者の皆様に公開で会議を行うということにしたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 次に、報道関係者の皆様をお願いいたします。ただいま申し上げましたとおり、皆様に公開で会議を行いますが、進行の妨げになることのないよう、ご協力よろしくをお願い申し上げます。仮に進行を妨害される方がいらっしゃるような場合には、退室し

ていただく等の処置を講じますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事1「ダム事業の検証の検討結果について」に入りたいと思います。当有識者会議で「中間とりまとめ」を行いました後に、全国でダム事業の検証が進められております。本日の会議では、これまでに検討結果の報告があった、先ほどご説明がありました4つのダムにつきまして、意見を述べることにしたいと思います。報告された資料については、委員の先生方にはあらかじめごらんいただいております。

まずは、事務局から概要をご説明いただきたいと思います。また、各委員からお気づきの点についても既にお寄せいただいておりますので、説明に当たっては、適宜補足しながらご説明いただければと思っております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局からご説明させていただきます。

4つのダムの検討結果についてですが、まず、福岡県の五ヶ山ダムについての検討結果でございます。資料1が福岡県からの報告書でございます。非常に分厚うございますので、参考資料1-1から1-3に基づきまして概要をご説明させていただきます。なお、報告書本文につきましては先生方に事前にお目通しをいただいているということで、説明は簡略にさせていただきます。

参考資料1-1をお開けいただきたいと思います。まず1ページですが、五ヶ山ダム建設が予定されております那珂川の概要でございます。右のほうに地図がありますが、上のほうに「博多湾」とありますけれども、福岡市街を流れる川で南のほうから北に流れる川でございます。左下に福岡市街の写真がございますが、この真ん中のところが那珂川でございます。

2ページですが、この那珂川における主な洪水ということで、最近では一昨年の平成21年7月に洪水がございました。また、過去の主な渇水ということで、昭和53年、平成6年に大きな渇水がございました。

2ページの右のほうでございますが、平成13年に河川整備基本方針が策定されております。そして、平成15年に河川整備計画が策定され、その内容といたしまして、整備対象期間はおおむね30年で、30年に1度の確率で発生する洪水を目標といたしております。また、流水の正常な機能の維持の目標ということで、おおむね10年に1回の確率で発生すると予想される渇水時に必要な流量を確保することとされております。

3ページがダムの概要でございます。ダムの目的は4つございます。右のほうに示して

おりますが、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、異常渇水時の緊急水の補給でございます。左のほうに諸元を示しておりますが、全体事業費1,050億円、平成29年度完成の予定で、ダムの高さは102.5メートル、総貯水容量4,020万立方メートルというダムでございます。事業の経緯でございますが、右の表の中に経緯を示しております。進捗状況をグラフで示しておりますが、現在までのところ、事業費ベースで52%の進捗率となっております。

4ページですが、この五ヶ山ダムの事業の点検でございます。この事業につきましては、平成21年3月にダムの全体計画の変更を行っております。その中で、治水、利水について、それぞれの計画に関して最新のデータに基づいた点検が行われているということでございます。下に、事業費、工期、さらには堆砂計画等、点検項目について、全体計画の内容を示しております。

これにつきましては、参考資料1-3でございますが、検討主体の福岡県のほうから、総事業費、工期、堆砂計画等につきまして、今時点での確認ということで、平成22年までの実施状況、さらには工期の見直し等についての補足資料が提出されております。ということで、最新のデータを用いて、さらに確認されているところでございます。

次に、5ページですが、ここからが目的別の評価でございます。5ページは治水対策に関する対策案の抽出でございます。上のほうの赤の四角で囲っているところはダムとダム以外ということで、1から25番まで青と白の色をつけておりますが、これは有識者会議の「中間とりまとめ」で示された方策案でございます。それぞれの方策案につきまして、那珂川における適用性等について詳細に検討されています。

真ん中のところに橙色をつけているところが3つございます。南畑ダムの操作ルール変更による治水容量の有効活用、遊水地、河道掘削と3つの案が抽出され、その3つの案の組み合わせを含めた有力な案ということで、一番下、緑色をつけております。対策案として、今の操作ルールの変更に河道掘削を組み合わせた対策案1、対策案2といたしまして、操作ルールの変更に遊水地と河道掘削、この2つが有力な対策案として選定されております。

次に6ページですが、現計画のダム案を含めまして、3つの案につきまして、一番左がダム案、対策案1、2ということでございますが、平面的な実施箇所、さらには断面的に築堤、引堤、さらには掘削ということで、概要を示しております。一番下には、完成までに要する費用とその内訳についても示しております。

7ページは、この3つの案につきましての評価でございます。「中間とりまとめ」で示された7つの評価軸、評価軸の評価の考え方ごとに、今の3つの案について検討されております。右に「まとめ」がありますが、その比較結果の取りまとめを示しております。これから、現計画案——五ヶ山ダムプラス河道改修の案が優位ということでございます。

ちなみに、凡例ですが、右のほうに示しております。定量化できない「評価軸の考え方」についての評価基準ということで、丸が「現計画より優れる」、ひし形が「やや優れる」、三角は「やや劣る」、バツが「劣る」、こういう凡例でございます。

続きまして、8ページですが、新規利水についてでございます。新規利水につきましては、利水参画者に確認するというのが「中間とりまとめ」で示されております。利水者といたしましては、福岡地区水道企業団でございますが、確認した結果といたしまして、事業参画継続の意思があり、必要開発量、これが毎秒0.116トン、日量で1万トンということでございます。利水参画者からはこのような回答を得ているということでございます。

検討主体のほうで、開発量の妥当性の確認を行っております。下のほうに示しておりますけれども、広域的水道整備計画の中で位置づけられ、そして、その広域的水道整備計画そのものにつきましても検討主体のほうで妥当であるということを確認をいたしております。この水道事業につきましても、厚生労働省所管でございますけれども、事業再評価を実施されており、事業計画は妥当という結果が示されております。

さらに下のほう、異常渇水対策についても確認いたしております。異常渇水対策につきましては、福岡地区水道企業団、福岡市水道局、春日那珂川水道企業団が参画しており、いずれも事業参画の継続の意思があり、開発量も既存計画どおりという回答をもらっているということでございます。

この利水対策案についての抽出ということで、9ページですが、有識者会議で示された方策案の中で、五ヶ山ダムと、1から13の赤の四角で囲った方策案につきまして適用性等が検討されております。その結果といたしまして、橙色の3つの方策、河道外貯留施設、ダムの再開発、そして、海水淡水化ということで抽出され、その組み合わせということで、下の詳細検討の部分、緑色で囲っておりますが、河道外貯留施設として日量1万トン確保するもの、背振ダム再開発で日量5,000トンと海水淡水化で5,000トンという組み合わせ、そして、海水淡水化の1万トン、この3つにつきまして詳細に検討を行っております。

10ページが、その3つの案と、ダム案の概要でございます。平面的な設置ということ

でそれぞれの施設の配置と、費用等についても下のほうにまとめております。

11ページですが、利水についての総合評価結果でございます。利水については、「中間とりまとめ」で示された6の評価軸、それごとの評価の考え方に沿って、現計画案も含めた4つの案について比較検討いたしております。凡例は、先ほど申し上げたのと同じでございます。結果として、現計画案、五ヶ山ダムで確保するのが優位ということでございます。

続きまして、12ページの不特定容量に係る方策案についてでございます。これにつきましては、先ほどの利水と同じでございますが、五ヶ山ダムと、1から13までの方策案それぞれにつきまして詳細に検討し、結果として、先ほどと同じく河道外貯留施設、ダム再開発、海水淡水化の3つが2次選定をされ、その組み合わせとして、下に詳細検討として、3つの案がございます。供給量といたしまして、日量で3万7,200トンということで、河道外貯留施設と背振ダム再開発・海水淡水化という案、背振ダム再開発と海水淡水化、そして、海水淡水化の3つで、その概要を13ページに示しております。一番下に、建設費等を示しているところでございます。

これに対して評価軸に基づく総合評価ということで、14ページですが、6つの評価軸、その評価の考え方ごとに、現計画と対策案1から3ということで評価を行っております。評価の凡例は先ほどと同じでございますが、五ヶ山ダムの案が優位ということでございます。

続きまして、15ページですが、4つ目の目的であります、渇水対策容量についての検討でございます。これにつきましても、五ヶ山ダムと、1番から13番までの方策について検討し、先ほどと同じ3つが2次選定され、その組み合わせとして、一番下の緑色で囲んだ組み合わせが抽出されております。

16ページにそれぞれの方策案についての概要を示しております。17ページですが、渇水対策容量の総合評価ということで、評価軸ごとの評価の考え方に基づいて評価し、これにつきましても五ヶ山ダムが優位ということでございます。

ここまでは目的別の総合評価ということでございますが、それらを踏まえまして、五ヶ山ダムの総合的な評価ということで、一覧表に示しています。「目的別の検討」とありますが、目的別の総合評価を今まで述べたようなことを一覧表に示しています。ダムの総合的な評価といたしましては、一番下にありますけれども、現計画案が優位であるという評価結果でございます。

最後に、19ページですが、こういった検討を進めるに当たりましてのプロセスでございます。「中間とりまとめ」に示されております検討の場等々でございますが、その状況でございます。検討の場につきましては、表の5.4に書いておりますような構成で、2回開催しております。パブリックコメントは、1カ月間行い、5件とありますが、5名から意見がありました。住民説明会は、3カ所で117名出席して開催されております。右のほうでございますが、学識経験者からの意見聴取は、4名の学識経験者から行っております。関係地方公共団体の意見聴取は、5者から行い、そして、関係利水者の意見聴取は、7者から行っているということでございます。以上が五ヶ山ダムについての検討結果でございます。

参考資料の1-2でございますが、これは「正誤表」と書いておりますけれども、事前に私どものほうから検討主体に問い合わせしたり、さらには、有識者会議の先生方からのご指摘等を検討主体に問いかけまして、その結果、検討主体から正誤表という形で提出されたものでございます。

なお、この正誤表と補足資料につきましては暫定的なものでございまして、今日のご意見も踏まえ、さらに訂正をして正式に提出していただくということも考えております。五ヶ山ダムについては以上でございます。

続きまして、伊良原ダムについてでございます。資料2が伊良原ダムの検討結果についての報告書で、福岡県から提出されたものでございます。参考資料2-1で、同様にご説明を申し上げたいと思います。

1ページでございます。伊良原ダムの建設が予定されております、福岡県の西部、瀬戸内海の周防灘に流れ込む祓川でございますけれども、下流都市として行橋市が存在しております。

2ページをお開けいただきまして、過去の主な洪水ということで、平成5年、平成9年等で災害が発生いたしております。また、過去の主な渇水ということで、平成6年に大きな渇水がありました。河川整備基本方針は平成13年に策定され、河川整備計画は平成16年に策定されました。当面の整備期間はおおむね30年間ということでございます。10年に1回の確率で発生すると予想される洪水に対しての整備計画でございます。流水の正常な機能の維持につきましては、10年に1回の確率で発生する渇水時に必要な流量を確保するとしております。

ダムの概要が3ページでございます。ダムの目的は3つございます。洪水調節、流水の

正常な機能の維持、そして、水道用水の3つでございます。事業費でございますが、678億円、そして、工期は平成29年まで、ダムの高さは81.3メートル、総貯水容量2,870万立方メートルというものでございます。事業の経緯は、四角の中に示しております。これまでの進捗率はグラフに示しておりますが、事業費ベースで42%の進捗状況でございます。

4ページをお開けいただきまして、このダム事業の点検の結果でございます。伊良原ダムの全体計画は平成21年8月に変更されています。計画の変更から長期間経過をしていないということで、この検証においては、全体計画の内容に基づいて行うということとしております。下に、事業費、工期、さらには堆砂計画等を示していますが、なお、平成21年8月に事業費、工期等が見直されております。

これにつきましても、参考資料2-3でございますが、先ほどの五ヶ山ダムと同様に、総事業費、工期、さらには堆砂計画等につきまして確認した結果として、補足資料が県から提出されております。

参考資料2-1に戻っていただきまして、5ページでございます。目的別の評価ということで、まずは治水対策についての抽出でございます。先ほどの五ヶ山ダムと基本的には同じでございます。「中間とりまとめ」で示された治水対策の方策案、ダムと、ダム以外の1から25までにつきまして、詳細に適用性等を検討いたしております。効果、さらには費用等から、治水対策案といたしまして、真ん中に、橙色で示しておりますけれども、河道改修ということで、河道掘削、引堤、そして、河道掘削と引堤の複合案で詳細な検討を行うということで抽出をされております。一番下の赤で囲っているものでございます。

次の6ページに、抽出された対策案の概要について示しております。上の概要のところには、場所的な平面的なもの、そして、断面的な対策ということで、それぞれの概要を図面に示しております。そして、下のほうに、完成までに要する費用、さらにはその内訳を示しております。

7ページをお開けいただきまして、治水対策案の総合評価結果でございます。「中間とりまとめ」の7つの評価軸、そして、その評価の考え方ごとに各対策案が比較検討をされております。凡例につきましては、先ほどの五ヶ山ダムと同じでございます。結果といたしまして、現計画案が優位ということでございます。

続きまして、8ページの新規利水についてでございますが、まず利水参画者に確認を行っております。利水参画者は、田川地区水道企業団と京築地区水道企業団で、それぞれダ

ム事業参画の継続意思、さらに、開発量についてもそれぞれ必要ということで確認いたしております。その開発量の妥当性については、検討主体において確認されております。これは先ほどの五ヶ山ダムと同じでございます。

9 ページですが、新規利水につきまして、対策案の抽出でございます。1 から 1 3 まで、赤の四角で囲っていますが、それぞれにつきまして、祓川での適用性ということで検討しております。その結果といたしまして、地下水の取水、海水淡水化が抽出され、そして、その組み合わせとして、一番下でございますが、全量を海水淡水化で賄うものと、地下水で日量 1 万 1, 0 0 0 トン、海水淡水化で 2 万 6, 0 0 0 トンを確保するという 2 つの対策案が示されております。

その概要が 1 0 ページでございます。現計画案ということで、伊良原ダムが左の欄に、そして、対策案 1 が海水淡水化、対策案 2 が地下水取水と海水淡水化で、その概要でございます。コスト等は下に示されております。

新規利水についての総合評価が 1 1 ページでございます。6 つの評価軸、その評価軸の評価の考え方それぞれにつきまして、評価されております。結果といたしまして、現計画案の伊良原ダム案が優位ということでございます。

その次に 1 2 ページの流水の正常な機能の維持についての方策案の検討でございます。1 から 1 3 の方策案について詳細な検討がなされております。この検討の結果として、下にありますけれども、祓川流域で効果的・現実的な代替案はないということでございます。

1 3 ページ、総合的な評価でございます。伊良原ダムの目的別の評価は、ご説明したとおりでございます。総合的な評価としては、現計画案が優位ということで示されております。

この伊良原ダムにつきまして、先ほどの五ヶ山ダムと同様、参考資料 2 - 2 で、事前に検討主体のほうに私どものほうからの指摘とか問い合わせ、さらには有識者会議の先生方からのご指摘も含めて問い合わせさせていただいて、それを踏まえた正誤表が提出されているところでございます。

申しわけございませんが、説明を飛ばしてしまいました。1 4 ページの検討のプロセスでございます。検討の場は 2 回開催されております。学識経験者からの意見聴取は、3 名の先生から聴取されております。パブリックコメントは、1 カ月行って、4 7 名の方から意見が提出されております。住民説明会は、2 カ所で 1 8 0 名の出席のもとで開催されております。関係河川使用者に対して、意見を聴取いたしております。また、関係地方公共

団体、利水参画者からも意見を聴取しておるということで、こういったことを経て、検討されてきております。伊良原ダムについては以上でございます。

続きまして、残りの2つのダムについてですが、これにつきましては、先に、参考資料5がございますが、それをごらんいただきたいと思います。これは再評価実施要領細目の中で、「その他」の2番のところにアンダーラインを引いておりますけれども、「社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、検証に要する時間、費用等を軽減するという観点から」「必ずしも本細目で示す詳細な検討によらずとも、従来からの手法等」、これは従来から行っている再評価といった手法でございますが、「それによって検討を行うことができる」とされております。これから説明いたします2つのダムにつきましては、これに基づく手続きを経て、提出されてきたものでございます。

資料3が、青森県から提出されました大和沢ダムについての検証報告書でございます。参考資料3-1が、大和沢ダムについての概要資料でございます。

【政務三役】 資料3-1というのは？

【事務局】 申しわけございません。参考資料3でございます。これでご説明したいと思います。まず大和沢ダムですが、青森県の弘前市を流れます岩木川の支流大和沢川に建設する予定のダムでございます。図に「大和沢ダム予定地」と書いておりますが、ここに建設予定でございました。青森県が事業主体のダムでございます。

目的ですが、左上のところでございます。大和沢川の洪水の防止、大和沢川の既得用水の安定化、そして、図面の中に赤の点線で示しておりますけれども、土淵川と腰巻川、これらは弘前市の市街地を流れる川でございますが、そこへの環境用水の補給という目的を有するダムでございます。

ダムの諸元ですが、総貯水容量が780万立方メートル、ダムの高さが80メートルでございます。事業費が287億円、工期は平成34年までということで、平成2年から予備調査、平成5年から実施計画調査を行ってきたダムでございます。

このダムにつきまして今回検証され、右のところ、ダムのそれぞれの目的についての検討結果ということで、まず治水についてでございます。岩木川の河川整備計画の弘前圏域ですが平成19年に策定されております。その整備計画では、大和沢川の治水安全度20分の1を当面の改修目標とする整備計画がつけられております。これは近傍の腰巻川、平川と同程度の治水安全度を目標としております。そして、平川との合流点から上流につい

では600メートル区間で改修が完了しています。河道改修を引き続き進めるということで、河道改修のみで20分の1が確保されます。この20分の1というのは、昭和50年、52年と同程度の洪水です。なお、その河川改修に要する費用は50億円程度ということでございます。

次に、既得用水の安定化についてでございます。大和沢川での既得用水、かんがいでございますが、かんがいの面積が大幅に減少しており、表にあるような、2分の1以下のかんがい面積、さらには取水量になっているということでございます。その結果といたしまして、取水される量が少ないものですから、川の水量が回復して、安定化の必要がなくなったということでございます。

3点目の環境用水の補給についてでございます。土淵川と腰巻川の水質をグラフに示しておりますが、昔は非常に水質が悪かったわけでございますけれども、その後、弘前市街地を含め、下水道の整備が進み、両河川の水質が大幅に改善いたしております。そして、現在は良好な状態で推移しているということで、環境用水を補給する必要がなくなりました。

このような結果といたしまして、青森県の方針は、環境用水の供給の必要性、利水の緊急性がなくなって、大和沢ダム建設事業を中止にしたということでございます。なお、治水対策については、平川の合流点より600メートルの区間で改修が完了していますが、引き続き改修を進めていくという青森県の方針でございます。

次に、七滝ダムについてでございます。このダムは九州地方整備局が検討主体で、報告書が資料4でございます。これも同様に、1枚紙を用意いたしております。参考資料4をお開けいただきたいと思っております。

七滝ダムの概要ですが、上のほうに、九州全体の中で熊本を流れます緑川を示しておりますが、そこに建設予定のダムでございます。下の図に、七滝ダムの予定地を、赤で示しております。

ダムの目的ですが、上のほうに示しております。ダムより下流、緑川の支川の御船川の水害防除、ダムより下流地点の流水の正常な機能の維持、そして、熊本市周辺地域の都市用水の取水という3つの目的で進めてまいっております。平成3年から実施計画調査を行っております。

それぞれの目的についての検討状況でございますが、右上のところ、まず、治水についてでございます。この緑川水系につきましては、河川整備基本方針はできておりますが、

河川整備計画はこれから策定することになっております。その策定に向けた説明会を今年の1月27日に行っておりますが、その中で、緑川の国管理区間の治水上の当面の整備目標は、おおむね30分の1とすることで、沿川市町村の理解が得られたということでございます。

そういたしますと、右のほう、御船川については現状で目標の治水安全度は確保され、治水対策を実施する緊急性はないということでございます。また、緑川の本川につきましては、七滝ダムの効果は、河道の整備目標流量に対してわずかであるということ、河川改修で代替できること、さらには、ダムの建設費に比べて安価であるということでございます。

流水の正常な機能の維持についても同じように、緑川本川、さらには支川の御船川で検討いたしております。まず本川につきましては、流水の正常な機能の維持のための流量として、通年おおむね6 m³/sと設定されておりますけれども、既存施設の有効活用、さらには水利用の合理化を推進していくということに対応できるということでございます。一方、支川御船川につきましても、必要流量は毎秒約1トンということでございますが、この毎秒約1トンというのは、近年流況の10分の1の流量と同程度の流量という評価で、不特定補給を行う必要性はないということでございます。

都市用水につきましては、赤で示しておりますが、平成15年に関係する利水参画予定の熊本県、さらには利水関係市町村に確認いたしまして、都市水の確保は必要ないということでございます。

こういうことから、九州地方整備局の方針といたしましては、今後策定予定の河川整備計画期間中において、七滝ダム建設事業の継続が妥当と判断できないということから、事業を中止することです。なお、河川整備基本方針の達成に向けて、将来的な対応を検討する際には、七滝ダムを選択肢から排除することなく検討するというところで、2月28日開催の九州地方整備局の事業評価監視委員会において、この対応方針が了承されたものでございます。なお、熊本県知事からも、この対応方針について異存ない旨の回答をいただいているところでございます。以上でございます。

【委員】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見ございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

【事務局】 申し訳ございませんが、資料の中に落丁しているところがあるようでござ

いまして、差しかえさせていただきます。

【委員】 それでは、会議を続けさせていただきます。ただいまのご説明につきまして、何かお気づきの点等ご意見ございましたら、どうぞ。

【委員】 すみません。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 ○○（委員）でございます。今、大きなA3の紙でご説明いただきましたが、私、資料1の厚いほうで拝見したコメントを幾つか述べたいと思います。

まず、もともと私どもは「中間とりまとめ」をつくりまして、その中で、第4章に検証対象ダム事業の点検というのがあります。これ、第4章はたった1ページなんですけれども、13ページある第5章のいろいろな代替案を並べているものと、私は同格の重みがあると思っています。福岡県がつくられました資料1の厚いものの最初のほうの1-1を見ていただきますと、「中間とりまとめ」で私どもが提起した検討のアウトラインが書いてあります。1-1の図1.1です。その中に、「検討対象ダム事業の点検」というところがあります。これは絵の中でわりと小さい箱になっているんですね。先ほど申しましたように、もともとは、第4章は1章あって、第5章も1章なんです。けれど、この絵がわりと小さいという、そういうコメントをさせていただきます。

その上で、この資料の水道水への利用実績というのがあって……、2-51ページでございます。資料1の2-51に、図2.27「福岡都市圏の水需要と供給計画」というのがあります。これがこの点検を行う1つだと思うんですが、まずこの図でいうと、上に太い実線で、これだけ供給する予定だという線があって、点線で、これだけ水が必要だという線があります。これを見ると、まず、実線のほうがいつも上回っております。それから、当該五ヶ山ダムというのは、平成30年度以降に実線が1ミリぐらいちょっと上がっているんですけれども、この分がダムの新しく供給するものということのようです。そうだとすると、この1ミリぐらいの上昇がなくても、需要の線よりも上にありますので、これは利水が要らないのではないかとというのがまず1つの見方です。

それから、ここにあります点線が、平成20年から27年にかけて右上がりになって上がっていきます。この人口減少の世の中でなぜ水需要が上がるかというのが疑問になりますが、これを読みますと、例えば左側のページに表があるんですが、福岡市は、このあたりは1日に268リットルしか使っていないけれども、ほかの大都市だともっと多くて、350リットルぐらい使うと。こういうふうになんて増えていくから、右上がりなんだと。人

口はそんなに変わらないけれども、この点線は右上がりなんだというご説明であります。

私が思うのは、そうだとすれば、第4章にかかわる点検のところで、平成15年から現在の21年、22年までにかけて、1人当たりの利用量がほんとうに上がったのかどうかを検証して、確かに上がっているというトレンドがあれば、それでこの点線は了解できる。けれども、その兆候がないのであれば、ここが何で上がるのかがわかりません。そうすると、これ、利水がほんとうに要るのか。だけれども、実際は、水が要るかどうかは事業者のご判断ということですから、私どもはどうも手が出ないようであります。ただ、ここが私はものすごく不思議なんです。おかしいと思います。

この点については、実はこの資料の後ろのほうになります。5-12に、福岡県でなさった学識経験者の意見聴取結果があります。この利水のところを見ますと、4人の学識者が、今、私が申し上げたこととほとんど同じことを言っておられます。つまり、水は余っている、要らないだろうということを4人の学識者が全部言っています。けれども、これが進むんでしょうか。

実際は、このダム計画を見ると、福岡はもともと渇水がありますから、ダムの容量に、渇水のための分があるんです。そのほかに、通常の利用の分があります。これが結構多いんですね。けれど、それもこの絵でいえば、最後のちょこっとです。このちょこっとというのは、ほんとうに使うときは川の水が少ないときに使うものですから、川の水をちゃんと補給して流そうとすると、流水の正常な機能を守るためにとって、水道に回す水の4倍から5倍のものをダムでためなければいけない。これがなければ、ダムの容量はほとんど半分ぐらいになる。つまり、こここのところが決定的にきいているという構造なんです。

そういうところで、第4章にかかわる検証を行ってデータが変わるような場合は、それをもとに評価をなささいということをする、今日ご報告いただいた中身は多分大幅に変わるはずであります。ただ、今の仕掛けでは、利水は、利水者が要ると言ったら、それよりどうも手が出ないということであるようですので、これは技術の話というよりは、それを越えた政策の話なのかなというのが1点。

もう1つは、治水にかかわることですけれども、治水が、多目的ダムにかかわっては、非常に脆弱な利水のプログラムの上に乗っているんですね。ですから、私は、利水がこんな頼りない利水に乗っからないで、もっと持続的で確固とした治水計画、治水計画できちっとできるような計画を立てていくべきではないかというのが、ちょっと長くなりましたが、コメントであります。

【委員】 どうも。ほかに。

【事務局】 ○○先生（委員）、今の点に関して、数字のご説明をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 いいです。どうぞ。

【事務局】 資料1の2 - 51ページのご指摘がございました。このグラフの中に数字がございませんので、この数字に関しましては、1ページ戻っていただいて、2 - 48ページに供給量、需要量の話がまとまってございます。中段のところの②の第2パラグラフのところでございますけれども、需要の予測を平成24年と平成32年に行っています。ですから、グラフが24年のところで……。

【委員】 資料の……。

【事務局】 資料1の2 - 48ページに先ほどの図の説明がございまして、ここの数字でございまして、24年と32年のところでグラフが変わっているところでございまして、24年の黒の太い線、これは安定供給量ということで、24年は87万5,000トン、グラフでいくと87.5の数字になります。それから、32年は、点線の需要のほうでございまして、これが87.7になります。

第3パラグラフでございまして、「平成32年においては、1日最大給水量は約877千 m^3 と予測され」ということございまして、24年の87.5に、五ヶ山ダムの供給量がこのグラフでいくと1.0ということで、これを追加して88.6になるということございまして、非常に少ない数字ではございまして、五ヶ山ダムによって、32年の予測がクリアできているという状況になってございます。

それから、○○委員（委員）のご指摘がございました、予測の数字の設定に関しましては、福岡県に当方からも確認をさせていただいてございます。この地区におきましては、昭和53年、平成6年に非常に大きな渇水等の影響があったということございまして、水道施設設計指針という指針がございまして、この指針に基づきまして、計画の給水人口とか、1日当たりの1人当たりの使用量等を時系列的に分析した結果、この数字が必要である、点線が必要であるということを確認させていただいています。特に渇水が大きいこの地域にとりましては、水に対する安全安心をしっかりと確保するために必要な量を確保するということを福岡県としても判断しているという回答を得ているものでございます。以上でございます。

【委員】 はい、どうも。○○先生（委員）、いいですか。

【委員】 結構です。

【委員】 じゃ、いいですか。

【委員】 はい。

【委員】 みずから中止の判断をしたところについては、あまり詳しいデータが出てきていないんですね。それはそれで、A3の2枚だけでも事情がよくわかりました。これはやはり、これから個別ダムの検証を80数個やっていくときに非常に重要なデータが含まれていると思います。

大和沢ダムについては、環境用水に使おうとしていたところ、河川のほうで先に環境保全をやってしまったということですね。それから、農業用水利用が大分変化してきたというふうに、利水状況というのはかなり短い期間でも大きく変わる可能性があるということをお話しているというふうな気がしました。すなわち、水利用とか環境とかの状況がこんなに早く変わるものかなという点です。平成5年あたりから今まで15年というけれども、様子を見ていますと、もっと早くに顕著化している。どうしてももう少し早くそういう措置がとれなかったのかなという気がするぐらいです。

一方、七滝ダムのほうは、これまでの工事实施基本計画で将来計画を立てて、ダム計画を位置づけて、できるダムからやってきたということでしょう。新しい河川整備計画では30年程度の中間的な目標を置きながら、30年の間に優先的にやる治水事業は何かということで、そういう見直し方をすると急がないものが見えてきたということでしょう。こういうものを我々が学んだということは、これからある程度客観的にそういう中止の対象がわかってきたというふうなことだと思います。

一方、五ヶ山ダムと伊良原ダムについては、非常にきちっと検証されたと思います。確かに先ほど〇〇委員（委員）がおっしゃったように、若干引っかかるところもあるんだけど、事務局のほうからも少し追加説明されましたように、我々が提案した中間取りまとめ案でなかなか言及できなかった詳細のプロセスでうまく引っかからなかったということでしょうね。プロセスの中で、後からやるものはだんだん重たいものを背負うというのは大変だと思いますが、我々は順番に学んでいかなければいけないわけですので、これから出てくるところはやはりそういうところもしっかり見てほしいという気がします。

それは何かというと、やっぱり利水の問題というのは、我々といいますか、河川管理の視点からは手の届かないところが一部あるというふうなこと。その中で、260リットル／人日が現在の状況であって、ほかの市町が350リットル使うというふうなときに、各

地域の為政者といいますか、行政に携わる人が政策的にどうするかというのは、やっぱり1つの判断かもしれないなと思います。やはりそれは住民との関係でしっかりと決めてほしいんだけど、一方、利水というものが川のシステムの中で使われるものであるわけだから、それをも考えながら、もう少し検討の余地があるんだろうかなという気がしました。

1つは、変化し得るということ。それからもう1つは、その利水に関する仕組みの問題です、今回、五ヶ山ダムでは3つの目的別容量が対象になっているんですね。1つは、水道用水に対する利水容量で、もう1つは、河川の維持流量にかかわる不特定、それからもう1つは、渇水が多いので、何とかしてでも渇水対策のための容量をもとっている。これを別々に検証しなさいということをお我々は中間とりまとめでは課したんだけど、やはりこれは相互に関係しているものなんですね。

例えば福岡市民にとって、非常に渇水状況になるのは、市民のレベルまで渇水が影響すること。これは市が250リットルを原単位にしている状況と、350リットルを原単位にしている状況とでは、かなり変わってくると思うんですね。350リットル/人日というふうな施策をとっている市町では、やはりフレキシビリティがそれぞれ市にもあるし人にもあるので、何とか渇水が顕在化しない。そうすると、利水容量で新規利水を求めることと、渇水対策で求めること、これは必ずしも別々のものではないわけなんですね。それからもう1つ、不特定。川にどれだけ水が流れているか。これについても先ほどの用途と別々のものではない、何らかかかわり合いのあるものだという発想も持ってほしかったなという気がいたします。

そういうふうなところの一番の前提条件は、この有識者会議がどうしてダムの見直しで設けられたのかということになりますと、あのおとき前の前の〇〇（元政務三役）がおっしゃったのは、さまざまな問題があるけれども、財政が逼迫していると。この中で、治水の安全をきっちり確保しながらやっていこうと思うと、ダムにはひょっとすると中止せざるをえない状況のものがあると。

それは私、先ほど言いましたように、よく見てみると、それほど急がなくていいダムがひょっとしたら出てくるし、状況が大きく変化している中でのダムの事業もあるから、いくらでも中止の判断になるはずなんだけれども、それが十分抽出できる仕組みがなかったという意味で、私は、前の前の〇〇（元政務三役）が言われた、財政逼迫下で治水とか利水とかをしっかりとやって必要なレベルを確保していくことがどれだけ大事かと認識してい

ます。

そういう発想に立てば、このダムについては、通り一遍の検証をやれば、確かに合格点を取っているんだけど、一つ一つ見ますと、どうしてももう少しコンパクトな事業にしないのかということがちょっと気にかかります。すなわち、我々の有識者会議が置かれた基本的な概念というのは、できるだけ事業費をコンパクトにしながら、大事な安全率、治水の安全率、利水の要求を満たしていくことであって、その点からすると、もう少し工夫があってもよかったと思わざるを得ません。それがこの最初の2つのダムでは、通り一遍とまでは言いませんが、見た目のルールどおりやって十分合格点をとれるところだったために、そこがおろそかになっているんじゃないかということが気になりました。

そうしますと、やはり今後事業をやっていかれる上で、今回仮に事業が継続になっても、さらにこれ以上の財政の見直しとか、あるいは事業計画のコンパクト化とか、そういうことに関しては留意されながらやっていただくということは何とかコメントしていただきたいという、私の感想でございます。以上です。

【委員】 はい、どうもありがとうございました。

【委員】 すみません。よろしいですか。

【委員】 どうぞ。

【委員】 もう1つ。先ほどは五ヶ山ダムのほうですが、伊良原ダムについてちょっとだけ。ほとんど先ほどと同じようなことなんですけど、大変丁寧にこの報告書をつくっていただいていると私も思うんですが、例えば資料2の2-6に流域の人口の推移があります。図2.6という表があります。ページも2-6です。そこで、平成17年までの絵がかいてあります。人口が行橋市では増えているということなんですけど、私が気になるのは、17年以降の動向がどうかということでありまして。

それで、利水のところになったときに、2-27ページを見ていただくと、田川地区の水需給計画があります。このダムから供給するところがピンク色でかいてあるわけですが、実は平成29年に当該ダムができるんですが、30年になったときに、ダムから供給するピンク色が伸びて、自己水源が減ります。これは結局、ダムができれば、今まで北九州市からもらっていたものを返すから、こういう格好になると。だから、ここでこれだけの新規開発が要ると、こういうご説明だったと思います。

けども、それでは、北九州市のほうはこの水を返されてどうするのかと。つまり、もうちょっと広域で調整すれば、返された水は北九州市で余ってしまうんだしたら、ほんと

うにこのダムが要るのかどうかという議論にもなろうかと私は思うんですね。だから、そのあたりが……。ここでダムができた途端に、ダムから使う水がガクンと増えると。次の2 - 29ページにもそういう絵があるんですけども、もうちょっと柔軟な発想をすると、これも水は融通がきくのではないかというのを私は思うんですね。そのあたりが、事業者ごと、あるいは流域ごと、ダムごとに非常にきちきちに考えるというのが、水利権の考え方なのかもしれないんですが、トータルとして、やはりシステムが硬直なのかなという感じで拝見しました。

【委員】 はい、どうも。

【事務局】 まず最初の2 - 6ページの人口でございますけれども、昨年22年に国勢調査が実施されております。まだ速報値でしかないんですけども、速報値ということでここには掲載されていないということのようですが、それによりますと、行橋市の人口は17年よりさらに増えているということでございます。速報値ですけども、22年は7万465名ということでございます。

【政務三役】 北九州市との関係は？

【事務局】 北九州のほうにつきましては、今、暫定的に分水をいただいているということでありまして、いろいろな代替案の中でも、北九州市に対して水源転用等の可能性についても福岡県でご検討いただいておりますけれども、現時点においては、北九州市としてはこの水源は必要であるという回答になっておりまして、先ほどご指摘の計画の中で、この伊良原ダムが完成したら、その分を返してもらうということになっている、ということでございます。

【委員】 1つだけよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 参考資料1 - 1の五ヶ山ダムの概要、ダム容量についてここに書いていただいておりますね。先ほど〇〇委員（委員）もおっしゃられましたように、洪水調節容量は800万立米、利水容量が1,510万立米、渇水対策容量が1,660立米、こういう数値になっているわけですが、これを見ますと、利水とか、あるいは渇水対策、あるいは流水の正常な機能の維持のための容量、こういうものが圧倒的に大きいわけですね。これが約3,200万立米ぐらいです。一方洪水調節容量は800万立米ぐらいです。多目的ダムですので、洪水調節が800万立米乗っているんですけども、だけど、この場合は、利水とか渇水対策、こういう容量が圧倒的に大きい。

それぞれ個別で検証されたら、皆さん、「いいですよ」という結果でございました。しかしながら、地方のほうでこういう多目的ダムに乗りやすい環境というのがあるのでしょうか。800万立米の洪水調節容量の費用と、それから、利水とか渇水対策容量を確保するための費用、この比率を、ちょっと教えていただきたいんですけども、容量は3倍、4倍も利水のほうが大きいんですけども、費用は逆になっているんじゃないかと。

これは多目的ダムのルールなので、それはそれとして是認しなければいかんと思うんですけども、ただ、こういうところが非常に、地方が補助ダム、多目的ダムに乗って、利水量を確保したいということになっているのではないのでしょうか。福岡の例ではほかのところとは違って非常に水が逼迫しているというのはよく理解できるんですけども、ただ、その辺の議論があるので、将来、多目的ダムの費用の持ち方の問題、この辺もやっぱり議論をほんとうはしていかないと。

今はルールに従ってやっておられると思いますので、このこと自身は私は、だめだとかいいとか言う議論では全然ないんですけども、おそらくそういうところがあるんじゃないかと思います。申しわけない、数値のほうがありましたら。この800万立米と、それから、利水関係は3,200万立米。その辺をちょっと教えていただくとありがたい。

【事務局】 この洪水調節容量に対する、いわゆるアロケということなんですが、約20%でございます。

【委員】 正常流量も治水勘定ですね。

【委員】 正常流量も治水のほうに入れるわけですか？

【事務局】 洪水調節容量の分だけで20%ということでございます。

【委員】 そうですか。

【事務局】 資料1の4-2ページお開けいただきたいと思います。

【委員】 資料1ね、はい。4-2ページ。

【事務局】 これをごらんいただきますと、洪水調節と、先ほどおっしゃいました不特定分を足して0.559と書いておりますけれども、これになるわけです。それは不特定も含めて0.559なんですけれども、そこに、容量比で0.345と書いていますので、洪水調節という分で見ますと、これを掛け算して、大体20%となるわけでございます。ですから、残りが不特定ということになります。

詳しく数字で申し上げますと、洪水調節分が0.1928で、不特定分が0.366ということでございます。両方合わせて0.559になっております。

【委員】 不特定の量は大きいわけですね。

【事務局】 そういうことです。

【委員】 わかりました。個別についてはそれぞれ検証されて、皆、ダム案がすぐれていると、こういう評価でございますね。それはそれで1つの考え方だと思います。それから、残りの、中止のほうについては、それぞれの事業主体者のほうがいろいろ考えられて、これは中止にしたいというようなことでございますので、私自身は、それを尊重したほうがいいと、こういう考え方でございます。以上でございます。

【委員】 よろしゅうございますか。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 先ほど、〇〇委員（委員）の2 - 5 1の図に対する質問があったんですけども、この図自体が非常に、わかったような、わかりにくい図なんですね。需要量というのは、今までの実績と、将来の事業所なり各個人がどれぐらい水を使う社会がいいだろうかと思って、その地域が考えることなんですけれども、それに対して、供給量というのが非常にわかりにくい。供給可能量なのか、これだけ供給しますよという量を言っているのが非常にわかりにくい表現なんですよ。この分野の専門家なら言葉になれていますから、これだけ供給しますよという量ですので、可能量と。

そうなってくると、「渇水第5位」とか「10年に1回」とかというような表現は、非常に厳密に言葉を使わないと、ほかの治水の話でも、前の有識者会議でも言ったんですけども、「この雨は100年に1回ですよ」なんていう間違っただけの使い方をするものですから、非常に混乱してしまう。統計学では、毎年毎年、100分の1の確率でその雨以上が来るんです。逆に渇水の場合は、毎年毎年、10分の1の確率でそれより少ない量が来るわけですし、別にこれだけの流量が来るというわけではないんですよ。それがいつも非常に誤解されている、また、話のややこしいところなんですよ。

ですから、1つは、10年に1回の渇水がほんとうにどういうものであるかとか、それから、治水上も、ほかのところでもそうなんですけれども、100年に1回とかいうのが間違っただけの使い方、毎年毎年、100分の1の確率でそれで決まる雨以上が来る、あるいは、渇水だったらそれ以下が来るということをやまず完璧に理解した上で議論しないと、混乱してしまうと。

それから、資料1の2 - 5 1も、供給しますよという量なのか、供給できますよという

量なのかというのをもう少しクリアに言っていただかないと、水道関係の分野以外の人だと非常にわかりにくいんですね。その辺が、この分野の専門家ばかりですとすぐわかることが、なかなか理解しにくいと。

あんまり長い話をすると時間をとるんですけども、それでいいですよと、全部なんですけれども、やめるダムもあり、つくるという計画のダムもあるんですけども、超過洪水とか超過渇水に対する考え方があんまりないと。これは中間答申に「そういうふう書きなさい」とはなっていないので、どの報告書もないんですけども。

どんな施設をつくるにしても、ある設計外力を決めるわけですね。自然現象ですから、それを超える現象が必ずいつかは起きてしまう。あるいは、それより非常に少ない雨しか降らないことも起きてしまう。あるいは、異常渇水のほうもそうなんですけれども、そういうときに一体どうするのかというのは、今後とも中間答申に、洪水対策、異常渇水対策について言っているのは、それはあんまりないんですが、設計外力の中でどういうことをやるかということになっているわけで、その辺は今後ともより明瞭な説明をやっていただきたいとか、あるいは危機管理体制をしっかり研究したり、実行してほしいと私は思っております。これは中間答申だけではなくて、いつでも考えなければいけないテーマなので、そこはより明瞭な計画等を説明してほしいなと思っております。以上です。

【委員】 はい、どうもありがとうございます。

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、まだ少し時間もございますが、こちらでちょっとまとめさせていただきたい。先ほどご報告があつて、委員各位から、非常に貴重なご意見がいろいろと出てまいりました。

今回4つのダムの結果についてご報告がありまして、青森県の大和沢ダムと九州地整の七滝ダム、この2つにつきましては中止という内容でございまして、その中止した理由もきちっとした説明が可能なものであったと考えられます。今申しました2つのダムにつきましては、パブリックコメントを行った際に当会議が示した考え方に沿ったものだと、そういうふうにご報告をよろしいかと私は思っております。

それから、福岡県の五ヶ山ダムと伊良原ダムにつきましては、皆さんから幾つかご議論がございました。検討主体である福岡県からは、この結果を見ますと、継続という対応方針、これについてのご報告であります。この両ダムにつきましては、基本的には、「中間とりまとめ」で示しました共通的な考え方に沿って検討されたと考えてはおりますが、このような

ものにつきまして、各委員から非常にいろいろなご指摘がございました。

ただ、それらにつきまして、おそらく1つは、県の政策的なレベルでの判断を示されているような部分、それから、技術的に検討はされておりますけれども、そこらにもう少しというところを感じるようなことをご指摘になったと思うのですね。しかし、全般を通しまして、私、今申しましたように、共通的な考え方に沿って一応検討されたと考えていいのではないかと、こういうように思っております。当然、各委員からございましたご指摘につきましては、これをきちっと整理しておくということも非常に大事だと思いますので、〇〇（政務三役）もひとつご留意をいただければ、非常にありがたいと思っております。

当然これらについては、今日の各委員のご指摘を踏まえて、検討主体に対してもう一度確認をさせていただく。できればその回答をいただいて、それで、委員のほうにそれをお示しするプロセスをとりたいと考えております。

こんなことを今ごろ言うのは何ですが、この有識者会議にとって個別ダムを検証は何のためにやっているのかということの原点に帰って、問題を論じなければいけない。委員の方々あるいは関係者の皆さんに、1年にわたって非常に熱心に取り組んでいただいて、ある意味ではまとまった「中間とりまとめ」というようなガイドラインを示せたと思うんですが、ただ、その結果を評価する場合に、この問題をどの程度まで掘り下げてやるべきかとか、どのレベルを要求しているのかをはっきりさせるのはなかなか難しいものですね。

そういうことを考えますと、こちらが示した線に沿ってもう一度見直して、答えが出てきたと、こう考えてもいいとは思うんです。しかし、そういう点につきまして、先ほどから、これ以上に検討する必要があるんじゃないかというようなお話も出たんですが、基本的な線はそれで了解ができるのではないかと思います。

先ほど、この検討の有識者会議を開いた原点に立ち返ってとか言うておりましたけれども、そういうふうに考えますと、例えば「中間とりまとめ」の中で、個別ダムの検証の理念とか方向性とかそういうことをうたっているところですけども、その中には、例えばダム事業につきまして、〇〇委員（委員）も言われましたように、財政事情がとりわけ厳しいと。そういう現状にかんがみて、努めてコスト縮減を図るとともに、非常に早期の効果発現を図るような努力が必要なのであって、今後ともこの2つについても検討を進めていくことが非常に重要ではないかと思います。

それと、先ほどからも議論に出ておりましたけれども、五ヶ山ダムについては、背振ダムと南畑ダム、この間にもう1つ、100メートルもするようなダムをつくるのだけれど、

こういうところについては、そういった既設ダムを含めた全体のダムの運用、こういうものにつきまして、より効果的な運用を図ることを今後とも十分検討する必要があるんじゃないかということでございます。したがって、そういった点につきましてもご留意を願いたいと考えております。

それでは、長時間にわたって、皆さん、熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは最後に、〇〇（政務三役）から、また一言ごあいさつをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【政務三役】 ただいま〇〇先生（委員）をはじめとして、委員の先生方から、これまでの検証についていろいろ論議されてきたことを踏まえての大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

多分、戦後の日本において、このような形でダムの事業について見直しをするというのは初めてだと思います。先ほどからお話がございますように、〇〇（元政務三役）のときに、日本国の財政事情は非常に厳しくなっている。したがって、すべての項目について総見直しをしようと、こういうことの一環として、日本国内における計画しているダムの見直しという話になったわけでありまして。

そういう意味から、先ほどからお話がありましたが、〇〇先生（委員）をはじめとして、このあり方に関する「中間とりまとめ」について、大変すばらしいものを出していただいたと思います。これをベースに検討した結果が、今回4ダムについてお話があったわけですが、ただいま〇〇先生（委員）に取りまとめでいただいたことを踏まえて、国土交通省としても、後日判断をして、その後、公表させていただきたいと思っております。

また、ただいまのご意見というのは、さらにこれから検証をするであろうダム、83から4を引きますと79でありますから、まだたくさんのダムがあるわけですが、それも次々と検討した結果が上がってくると思いますが、その報告いただいたものについて、この場でご意見を賜る際の大変大事なご指摘を賜りましたので、これをさらに加えていけばと思っております。

いずれにしても先生方におかれましては、引き続きいろいろな形で、日本国の未来のために、私も〇〇（元政務三役）に引き続いて、私、3人目ということで、先生方には大変恐縮でございますが、〇〇（元政務三役）や〇〇（元政務三役）のお気持ちを踏まえて私も頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はまことに貴重なご

意見あるいは取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。

【事務局】 それでは、今後の日程などにつきまして、事務局のほうからご説明をさせていただきます。次回の日程などにつきましては、改めてご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、本有識者会議の規約に基づきまして、本日の議事要旨につきましては、会議後速やかに作成し、あらかじめ〇〇先生（委員）にご確認いただいた上で、会議資料とあわせて、国土交通省のホームページにおいて公開させていただきます。また、本日の議事録につきましては、内容を委員の皆様にご確認いただいた後、発言者氏名を除いて、同じく国土交通省ホームページにおいて公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —